

岐阜県ライフル射撃協会会計に関する説明書

第 1 章 総 則

会計処理は公正かつ適切な会計処理を行う。

会計処理については一般会計と特別会計(補助金関係)を区分して処理を行う

第 2 章 会 計

第 1 条 一般会計は会員よりの収入及び寄付金等の一般ものを会計単位とする

第 2 条 会計処理上において補助金関係等の事業別に会計処理が必要なものを特別会計又は一般会計(個別管理)とする

- 1, 岐阜県競技力向上対策事業特別会計
- 2, 国民体育大会選手団派遣費特別会計
- 3, 関有知高校 AR 射撃場一般会計(個別管理)
- 4, 国体選手選考会一般会計(個別管理)
- 5, 強化指定チーム補助金は岐阜県ライフル射撃協会会計の所管外であるが特別会計としてあつかう

第 3 章 入 会

第 1 条 会員になろうとする者は入会金と年会費を支払なければならない。

第 2 条 入会金はつぎの通りとする。

- 1, 正会員 4, 0 0 0 円
- 2, 普通会员(一般) 4, 0 0 0 円
(学生) 2, 0 0 0 円 (学連所属以外の大学生・専門学校生)
(生徒) 1, 5 0 0 円 (射撃部のない小学・中学・高等学校生)
- 3, 中・高校会員 1, 0 0 0 円 (射撃部のある中学高校は団体会員)
- 4, 既納の入会金はいかなる理由があっても返還しない。

第 4 章 会 費

第 4 条 年会費はつぎの通りとする。

- 1, 正会員 8, 0 0 0 円
 - 2, 普通会员(一般) 4, 0 0 0 円
(学生) 4, 0 0 0 円 (学連所属以外の大学生・専門学校生)
(生徒) 3, 0 0 0 円 (射撃部のない小学・中学・高等学校生)
 - 4, 中・高校会員 2 0, 0 0 0 円 (射撃部のある中学高校は団体会員)
(射撃部のある中学高校は個人会員分として 1 名あたり 1 0 0 0 円別途納入)
- 六、既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

第 5 章 役 員

第 5 条 本会は次の役員をおく。

- 1、 会計 若干名
- 2、 監事 若干名

第 6 条 役員の仕事分担は 次の通りとする。

- 1、会計は本会の会計業務を処理執行する。
- 2、 監事は会計を監査する。

第 7 条 会計の任期は 2 年とし、再任することが出来る。なお役員報酬は原則無報酬とする。

第 6 章 会 計

第 8 条 本会の経費は次の収入をもってこれに当てる。

- 1、会員の入会金、会費。
- 2、競技会の参加料。
- 3、寄付金及び補助金。
- 4、その他。

第 9 条 総会には次の事項を上程、付議する。

- 1、会計予算と決算報告および監査報告。

第 7 章 付 則 補 即

- ・会計処理
- ・旅費規程
- ・会計所管区分

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する

令和 5 年 10 月 1 日改定 税制度改定により県業務委託費→県助成金に変更のため